

県全体財務諸表・連結財務諸表に関する注記事項

1 連結対象団体（会計）

ア 全体財務諸表

普通会計に加え、次の団体（会計）を全部連結の対象としています。

【公営事業会計】

長野県企業局（電気事業会計、水道事業会計）

国民健康保険特別会計

イ 連結財務諸表

全体財務諸表の対象に加え、次に掲げる団体（会計）のうち、県が加入する一部事務組合・広域連合は構成団体の経費負担割合に応じた比例連結、その他は全部連結の対象としています。

【県が加入する一部事務組合・広域連合】

長野県上伊那広域水道用水企業団

長野県地方税滞納整理機構

【地方独立行政法人】

長野県立病院機構

【地方三公社】

長野県土地開発公社

長野県道路公社

長野県住宅供給公社

【長野県が出資している第三セクター等】

長野県文化振興事業団

長野県農業開発公社

長野県林業公社

長野県観光機構

長野県国際化協会

長野県林業用苗木安定基金協会

しなの鉄道

長野県長寿社会開発センター

長野県暴力追放県民センター

松本空港ターミナルビル

長野県下水道公社

長野県生活衛生営業指導センター

長野県テクノ財団

長野県原種センター

長野県中小企業振興センター

2 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。